

りそな年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	確定給付企業年金のガバナンスについて ～第17回社会保障審議会企業年金部会における議論から～…P1
【レポート】	確定給付企業年金の改善（リスク対応掛金・リスク分担型DB）に係る検討状況……………P4
【コラム】	法令改正に伴う厚生年金基金の規約変更について……………P6

確定給付企業年金のガバナンスについて
～ 第17回社会保障審議会企業年金部会における議論から ～

1. はじめに

本年（2016（平成28）年）4月28日、第17回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。今回の部会では、本年中の施行が見込まれている確定給付企業年金（DB）における掛金拠出の弾力化（リスク対応掛金）および柔軟で弾力的な給付設計（リスク分担型DB）に係る議論が中心となるものと想定されていましたが、これに加えて**確定給付企業年金のガバナンス**も突如として議題に上がりました。

そこで今回は、第17回社会保障審議会企業年金部会における議論から、DBのガバナンスならびに資産運用規制のあり方について解説いたします。

2. 企業年金部会における過去の議論

同部会における企業年金のガバナンスに関する議論は、第13回会合（2014（平成26）年12月15日開催）および第14回会合（同年12月25日開催）にわたり検討されたのが最初でした。提示された論点

＜図表1＞企業年金部会における「企業年金のガバナンス」に係る論点

論点	見直しの方向性	「議論の整理」※1における実質的な整理
組織・行為準則 資産運用委員会のあり方	・DBにおける資産運用委員会の設置の促進 ・外部専門家の資産運用委員会委員への登用 ・資産運用委員会の議事概要の報告・周知	見直しを行うべき※2
基金の理事の専門性のあり方	外部専門家の基金型DB理事への登用	引き続き検討すべき※3
柔軟で弾力的な給付設計を行う場合の対応	加入者がリスク負担に見合う形で業務の決定に関与できるような仕組みの検討	引き続き検討すべき※3
監査のあり方（会計監査）	基金型DBにおける外部専門家による会計監査の促進	引き続き検討すべき※3
資産運用ルールのあり方	DBの資産運用ルールの見直し（厚生年金基金を参考に）	見直しを行うべき※2
加入者への情報開示のあり方	・「運用の基本方針」の全文開示 ・資産運用利回りの開示の義務化（年1回） ・（柔軟で弾力的な給付設計を行う場合）加入者側の代表による資産運用状況の詳細等の確認措置	見直しを行うべき※2

※1 社会保障審議会企業年金部会「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」（2015年1月16日公表）。

※2 文中にて「必要である」「適当である」「行うべき」「講ずるべき」「措置するべき」「促進する」「実現すべき」等と明記されている事項。

※3 文中にて「検討すべき」「考えられる」「引き続き検討」「引き続き議論」「改めて当部会で議論」等と明記されている事項。（出所）第13回社会保障審議会企業年金部会「資料2 企業年金のガバナンスについて」等を基に、りそな年金研究所作成。

のうち、基金型DBおよび規約型DBの組織面における権限・責任分担については「一定の整備が行われている」と整理されたものの、その他の論点については見直しの方向性が図表1のとおり示されました。

2015（平成27）年1月16日に公表された「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」では、同部会におけるこれまでの議論を「概ね方向性が一致し、見直しを行うもの」と「引き続き議論すべきもの」とに整理されました。企業年金のガバナンスについては、総体的には「見直しを行うべき事項」と位置付けられたものの、項目によっては「検討すべき」「引き続き議論が必要」と整理された項目も混在しているため、両者の実質面での整理・区分が必要求められます（図表1右列をご参照）。

3. 今回の企業年金部会における論点

今般開催された第17回会合においてDBのガバナンスが取り上げられた背景には、現在検討が進められている新たなハイブリッド型年金制度（リスク分担型DB）が資産運用の実績に応じて給付を弾力的に増減させる仕組みであることから、**加入者等の意思決定への参画および情報開示**がより重視されたものと考えられます。第17回会合では、**総合型DBのガバナンス**ならびに**DBの資産運用ルール**について以下の通り検討が行われました。

(1) 総合型DBのガバナンス

総合型DB（総合型確定給付企業年金）とは、厚生労働省の通知（総合型確定給付企業年金の指導等について（平成20年12月19日年企発第1219001号））によると、「**2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で実施する確定給付企業年金（ただし当該厚生年金適用事業所間の人的関係が緊密である場合等を除く）**」と定義されています。厚生年金基金の総合設立（総合型）では、同業・同種あるいは同一（近隣）地域内において基金を設立するのが一般的でしたが、総合型DB基金においては、業種や地域を問わず加入企業を広く募っている事例が多く見受けられます。そのため、同部会では、総合型DB基金は企業間の牽連性が薄く企業の当事者意識の希薄化を招くのではないかとの問題認識に立ち、**①代議員の選任のあり方**、**②基金の名称のあり方**および**③会計監査のあり方**、の3つの論点について議論されました（図表2）。

上記の論点うち「③会計監査のあり方」は、前述の「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」においても言及されていましたが、①および②の論点については、厚生年金基金制度の見直し等を柱とした「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第63号）の施行に伴い、存続厚生年金基金からの移行が進展し総合型DB基金の設立が増加したことが背景となり、新たな論点として顕在化したものと考えられます。

<図表2> 「総合型DBのガバナンス」に係る論点

論 点	見直しの方向性
①代議員の選任のあり方	○代議員の選任基準の策定 ・代議員の定数が基金の規模に見合った一定数以上であること ・代議員の所属企業に偏りが生じていないこと ○ただし、企業間の牽連性が一定程度ある総合型DB基金については過剰規制とならないよう配慮する。
②基金の名称のあり方	基金の名称に係る審査基準の追加 ア.既存のDBと誤認されるおそれのある名称でないこと イ.国または地方公共団体の機関等と誤認されるおそれのある名称でないこと ウ.（総合型DBの場合）事業所の所在する地域とかけ離れた名称でないこと
③会計監査のあり方	総合型DB基金における外部専門家による会計監査の検討 （資産規模が一定以上の基金に限定することも検討）

（出所）第17回社会保障審議会企業年金部会「資料2 確定給付企業年金のガバナンスについて」を基に、リそな年金研究所作成。

(2) DBの資産運用ルール

DBの資産運用ルールについては、①**運用基本方針および政策的資産構成割合の策定**および②**資産運用ガイドラインの見直し**の2つが論点とされていますが、見直しの方向性としては、厚生年金基金の資産運用ルールをほぼ踏襲した内容となっています（図表3）。

なお、現行の厚生年金基金の資産運用ルールは2013（平成25）年4月に大幅に改定されましたが、これは、2012（平成24）年2月に発覚したAIJ投資顧問による年金資産消失問題を受けて、同年4月に設置された「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」における議論の内容や指摘事項等が反映されています。

＜図表3＞「DBの資産運用ルール」に係る論点

論 点	DBにおける見直しの方向性	厚生年金基金における見直し状況
運用基本方針および政策的資産構成割合	全てのDBで策定義務化（受託保証型DBを除く）	全ての基金で策定義務化
資産運用委員会	資産規模100億円以上のDBで設置義務化	・委員会の設置は任意 ・設置する場合は、専門的知識・経験を有する有識者を構成員に加えることを義務化
分散投資	○分散投資を行わない場合の運用基本方針への記載および加入員への周知の義務化 ○「集中投資に関する方針」の策定義務化	左記につき実施済み
オルタナティブ投資	オルタナティブ投資を行う場合の留意事項（運用機関の選任・商品選択等）の運用基本方針への記載	左記につき実施済み
運用受託機関の選任・評価	○厚生年金基金の資産運用ガイドラインに準じた定量評価・定性評価に係る記載の追加 ○新たな定性評価項目の追記 ・スチュワードシップ責任 ・ESG投資 ・受託業務監査 ・投資パフォーマンス基準（GIPS）	左記1点目のみ実施済み
運用コンサルタント	○運用コンサルタントに係る要件の追加（金融商品取引法上の投資助言・代理業者であること） ○運用コンサルタントと運用受託機関との契約関係の有無の確認	左記につき実施済み
代議員会への報告および加入者への周知	○代議員会への報告事項の追加（規約型DBにも留意） ・運用受託機関の選任状況 ・運用受託機関の評価結果 ・運用受託機関のリスク管理状況 ・役職員の研修受講状況、自己研鑽状況など ○加入者への周知事項の追加 ・資産運用委員会の議事の概要等	左記につき実施済み

（出所）第17回社会保障審議会企業年金部会「資料2 確定給付企業年金のガバナンスについて」を基に、リソな年金研究所作成。

4. 結びにかえて ～ 今回の企業年金部会における議論を踏まえて

今般のDBのガバナンスに係る議論を振り返ると、総合型DB基金の設立増加や、DBの資産運用手法の多様化・複雑化など、DBを取り巻く環境変化が背景にあることがうかがえます。今回の企業年金部会でDBのガバナンスが議題とされたのも、こうした環境変化に対する行政サイドなりの危機感の表れとも捉えられます。

しかしながら、今回の企業年金部会で提示されたDBのガバナンスに関する論点は、厚生年金基金における規制を単にDBにも踏襲させるだけのものも多く、準公的な制度である厚生年金基金とそうでないDBとの性質上の差異を考慮しているようには到底思えません。当日の部会でも、ガバナンスの高度化という方向性そのものは支持されたものの、中堅・中小企業への普及の観点や、事業主・加入者・受給者への過度の負荷を生じさせないよう配慮すべきとの意見が大勢を占めたこともあり、本件については引き続き議論することとされました。今後の企業年金のガバナンスのあり方について、規制ありきではなく、多面的かつ本質的な議論が展開されることを期待してやみません。

＜ご参考資料＞

第17回社会保障審議会企業年金部会 資料（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000123294.html>

企業年金ノート2015年2月号（No.562）「社会保障審議会企業年金部会における議論の動向（その3）」

<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201502.pdf>

（リソな年金研究所 谷内 陽一）

(1) 「将来発生するリスク」の測定方法

リスク対応掛金は、DBの掛金拠出をある程度平準的なものとし、もって安定的な財政運営を実現するために設定するものですが、そのためには、あらかじめ「将来発生するリスク」（財政悪化時に想定される積立不足）を測定することとされています。

今般、「将来発生するリスク」の具体的な測定方法として、資産区分ごとの資産残高に所定の係数を乗じること等により算定する**標準方式**と、厚生労働大臣の承認・認可を得て個別の実情に応じた算定を行う**特別方式**の2通りが提示されました（図表2）。また、リスク対応掛金の拠出の有無およびリスク分担型DBの実施の有無を問わず、**すべてのDBにおいて「将来発生するリスク」の測定が義務化**されます（受託保証型DBおよび簡易基準に基づき財政計算を行うDBを除く）。

＜図表2＞「将来発生するリスク」の測定方法

	従来型DB	リスク分担型DB
標準方式	資産区分ごとの「資産残高×所定の係数」の合計額 ※積立金が給付現価を超える場合や係数の定められていない「その他の資産」を保有する場合には補正を行う ※「所定の係数」は5年に1回程度見直しを行う	価格変動リスクと予定利率低下リスクの合計額 ＜価格変動リスク＞ 従来型DBの標準方式（左記）と同様 ＜予定利率低下リスク＞ 一定期間経過後に予定利率が低下した場合の積立不足（推計値）
特別方式	20年に1回の頻度で生じると想定される危険を測定するものであること。バリュー・アット・リスクによる場合には、片側95%の信頼区間を使用すること。 ※予め厚生労働大臣の承認または認可を受ける ※「その他の資産」の割合が 20%以上 の場合は、特別方式による算定を義務付け	従来型DBの特別方式（左記）と同様 ※予め厚生労働大臣の承認または認可を受ける ※「その他の資産」の割合が 10%以上 の場合や、予定昇給率・予定脱退率等の基礎率の変動が重要と認められる場合は、特別方式による算定を義務付け

（出所）第17回社会保障審議会企業年金部会「資料1 確定給付企業年金の改善について」を基に、リソな年金研究所作成。

(2) リスク対応掛金の設定

リスク対応掛金は、財政再計算時に、労使合意に基づき、上記（1）の「将来発生するリスク」の範囲内で拠出水準を定めます。また、リスク対応掛金は、将来のリスクに備えるためのものであることから、緊急度を考慮し、その拠出期間は**特別掛金の償却期間よりも長期に設定**することが明確化されました。リスク対応掛金の拠出方法は、**5～20年の均等拠出**のほか、**弾力拠出**や**定率拠出**を選択することも可能とされています。

①従来型DBにおけるリスク対応掛金の変更

「恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入を防止する」という税制上の観点から、従来型DBにおいては、一度設定したリスク対応掛金額は、大きな事情変更がない限りは変更できないものとされます（図表3）。

＜図表3＞従来型DBにおけるリスク対応掛金の変更ルール

要件	変更内容
新たに過去勤務債務が発生する場合	特別掛金収入現価の増加額の範囲内で、リスク対応掛金額を減少することができる
将来発生するリスクのうち財源が確保されていない部分が前回計算時より増加する場合	増加分に対して新たにリスク対応掛金を定め、前回計算したリスク対応掛金に加算することができる
・合併・分割 ・規約型から基金型または基金型から規約型への移行 ・加入者数の著しい変動 ・加入者資格または給付設計の変更 ・他のDBとの権利義務の移転・承継 ・その他著しい変動（例：資産構成の大幅変更など）	リスク対応掛金を含めた掛金を再設定できる ※特別掛金の償却期間の延長ができないこと等は現行通り
将来発生するリスクを超える財源が措置された場合	リスク対応掛金を減少又はリスク対応掛金の拠出を終了しなければならない

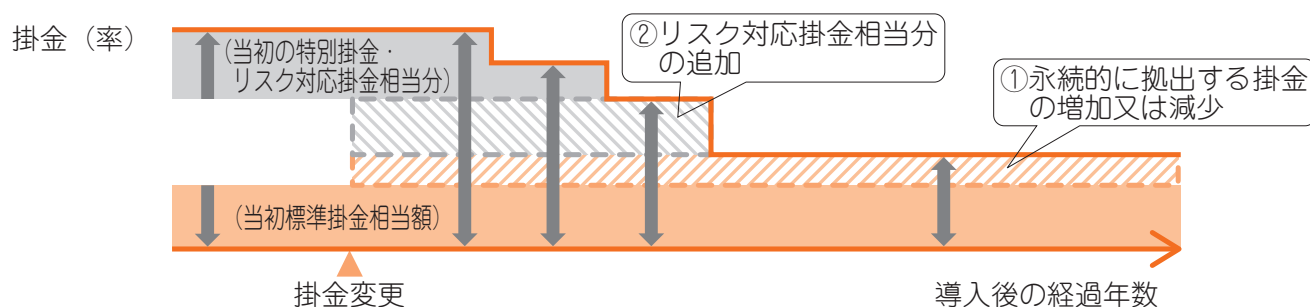
（出所）第17回社会保障審議会企業年金部会「資料1 確定給付企業年金の改善について」を基に、リソな年金研究所作成。

②リスク分担型DBにおける掛金の変更

一方、リスク分担型DBでは、制度導入時に、「標準掛金」「特別掛金」「リスク対応掛金」の合計額に基づき掛金率を設定し、**各年度における掛金率（内訳は明記せず）を規約に規定**します。

また、リスク分担型DBは導入当初に設定した掛金を固定する仕組みであり、給付改善など新たな労使合意を行わない限り掛金の変更を行わないのが原則です。労使合意に基づき掛金を変更する場合であっても、恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入が行われないよう、①標準掛金(永続的に拠出する掛金)の増加または減少、②リスク対応掛金相当分の追加、のいずれか(あるいは両者の併用)に限定されます(図表4)。

<図表4>リスク分担型DBにおける掛金の変更ルール



(出所) 第17回社会保障審議会企業年金部会「資料1 確定給付企業年金の改善について」を基に、リそな年金研究所作成。

(3) リスク分担型DBにおける情報開示・周知

リスク分担型DBでは、加入者だけでなく受給者もリスクを負担するため、従来型DBとは異なり、加入者だけでなく受給者へも業務概況の周知が求められます。また、周知事項として、年金額の改定を見通す上で有用な情報が以下の通り追加されます。

- ①年金額改定のルール
- ②過去5年程度の調整率の推移
- ③上記②の調整率の算出根拠となったデータ
(調整率を1.0とした場合の給付現価、積立金、掛金収入現価、将来発生するリスクを想定)
- ④その他、調整率に重要な影響を与えると認められる事項

(4) リスク分担型DBと従来型DBとの併用

同一のDB制度内において「リスク分担型」と「従来型」の双方を実施することについては、下記の要件を満たすことを条件に認められる見通しです。

- ①リスク分担型と従来型とで、経理および資産をそれぞれ区分すること。
- ②基金型DBの場合、代議員会の下にリスク分担型の意思決定に係る委員会(リスク分担型の給付を受ける加入者の意向を反映できるように構成)を設け、当該委員会で方針決定したリスク分担型DBに関する意思決定を尊重したうえで、代議員会における議決等を行うこととする

(5) リスク分担型DBで事業所が増加・減少する場合の取扱い

リスク分担型DBでは、事業所の増加・減少に伴い財政バランスが不均衡となる可能性があるため、既存の事業所の調整率が減少しないよう、減少事業所に係る脱退一時金(移換金)あるいは増加事業所に係る掛金率(既存の事業所と異なる掛金率を適用)を設定することが可能となります。

<ご参考資料>

- 第17回社会保障審議会企業年金部会 資料 (厚生労働省ホームページ)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000123294.html>
 企業年金ノート2015年10月号(No.570)「企業年金の新たな選択肢について」
<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201510.pdf>

りそなコラム

法令改正に伴う厚生年金基金の規約変更について

第69回のコラムのテーマは「法令改正に伴う厚生年金基金の規約変更」に関する、信託銀行の新任営業マン「Aさん」と、その上司「B課長」との間のディスカッションです。

Aさん：前回、規約型DB制度を実施しているX社から、確定給付企業年金規約の過去の規約変更内容についてご質問を受けましたが、B課長に確認させていただいた内容を整理した上で、X社に説明しご理解いただきました。しかし今度は、『当社はY厚生年金基金の加入事業所であり、今回説明を受けた「平成25年改正法」や「一元化法による改正」により、厚生年金基金の規約の変更もあったように聞いている。最近、ほかにも法改正により規約変更があったような気がするのだが、どのような内容だったか教えてくれないか?』というご質問を新たに受けました。恥ずかしながら、厚生年金基金の法改正についてはほとんど理解していないのですが、どのような改正があったのでしょうか。

B課長：厚生年金基金に関しては、確定給付企業年金より歴史が長いことや、厚生年金本体の制度変更に連動して規約変更することもあるため、法改正に伴う規約変更はたくさんあるよ。平成26年4月1日以降に限ると、次の内容になるね。

◆2014（平成26）年4月1日以降の厚生年金基金の規約変更に関する主要な法令改正

	改正法令	施行期日
+	① 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）	2014（平成26）年4月1日
	② 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）	2014（平成26）年4月1日
	③ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）	2015（平成27）年10月1日

Aさん：どういった内容か、具体的にご説明いただけないでしょうか。

B課長：上記①の「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年改正法）は、「厚生年金基金制度の新設は認めない」「厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行に関する特例措置を設ける」など基金制度の大幅な見直しが行われたんだ。基金規約に関しては、次のような変更が行われたね。

◆平成25年改正法にかかる規約変更

主要項目	内容
法令を引用している箇所の法令名・条数に関する規約変更	平成25改正法等により規約上の法令を引用している箇所の法令名・条数が変更されることに伴う規約変更
業務概況の周知に関する規約変更	受給権者等に対する業務概況の周知が「努力義務」から「義務」になることに伴う規約変更
中途脱退者の支給義務の企業年金連合会への移転に関する規約変更	中途脱退者の基本部分の企業年金連合会への移換が廃止となることに伴う規約変更
解散時の最低責任準備金の納付先に関する規約変更	解散時の最低責任準備金の納付先が「企業年金連合会」から「国」に変更されることに伴う規約変更

Aさん：DBの規約では数か所変更しただけでしたが、厚生年金基金にとっては大規模な変更だったんですね。

B課長：そうだね。次に、②の「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金機能強化法）は、公布後、順次施行されていて、2014（平成26）年4月1日施行に伴う厚生年金基金規約に影響のあった主な箇所は、次のとおりだったね。

◆年金機能強化法（2014年4月1日施行分）にかかる規約変更

主要項目	内容
未支給の給付に係る遺族の範囲・順位に関する規約変更	未支給給付を請求することができる遺族の範囲が拡大されることに伴う規約変更
繰下げ支給の取扱い変更に関する規約変更	繰下げ支給の取扱いが変更されることに伴う規約変更
産前産後休業期間中の掛金免除に関する規約変更	産前産後休業期間中の掛金が免除されることに伴う規約変更

Aさん：「順次施行」ということですが、今後、どのような変更があるのでしょうか。

B課長：2016年10月1日に「短時間労働者の適用拡大」が施行予定だよ。これについては、企業年金ノート2015年11月号（通巻571号）のコラム「短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大について」を確認してね。また、2017年4月1日には、消費税率の引上げに伴い、老齢厚生年金等の受給資格の緩和（25年⇒10年）が実施される予定なんだ。

Aさん：ありがとうございます。最後に、③の「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（一元化法）は、DBと同様に、加入員の定義の変更を行ったのでしょうか。

B課長：もちろん加入員の定義も変更しているけど、厚生年金本体の改正に伴う規約変更の内容は、下記の通りだね。例えば、「資格喪失にかかる年金額改定時期の変更」は、共済年金と厚生年金の制度的な差異を解消するものだったね。もう少し詳しく言うと、厚生年金では月末に退職した場合の年金額の改定が喪失した日（退職した日の翌日）の翌月（退職日の翌々月）だったが、一元化法により共済年金の内容に合わせる（退職した日の翌月に改定）ことになったので、厚生年金基金も「退職した日の翌月の改定」に変更されたものなんだ。

◆一元化法にかかる規約変更

主要項目	内 容
法令を引用している条項等の変更	厚生年金保険法の改正に伴う加入員の定義、厚生年金保険法からの引用条文の変更を行うもの。
資格喪失にかかる年金額改定時期の変更	月末に退職した場合の額改定の時期（支給停止解除の時期）を変更するもの。
在職による支給停止の対象範囲の見直し	老齢厚生年金の支給停止範囲の拡大に伴い、厚生年金基金においても、支給停止範囲を見直すもの。

Aさん：ありがとうございます。そういえば、昨年よりマイナンバー制度が導入されましたが、これに伴う規約変更はなかったのでしょうか。

B課長：基金が企業年金連合会に番号収集業務を委託する場合は、規約でその旨を定める必要があるよ。また、規約で「住民基本台帳法」の条文等を引用している場合、マイナンバー関係の法改正により引用条文が変更されたため、やはり規約変更を行う必要があるね。

Aさん：そのほかに、今後規約変更を伴う法改正は予定されているのでしょうか。

B課長：「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が2016年4月1日に施行され、それに伴い厚生年金保険法が改正されたため、基金規約で当該条文を引用している場合は、規約変更を行うことになるね。今後も、法改正により厚生年金基金だけでなく確定給付企業年金も規約を変更することがあるので、法改正の内容を確認し、しっかり対応していきましょう。

Aさん：はい、分かりました。

企業年金ノート No.577

2016(平成28)年5月 リそな銀行発行



年金信託部 リそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3321 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

リそな銀行ホームページ：<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

リそな企業年金ネットワーク：<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

リそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「リそな企業年金ネットワーク」を開発しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）